

仕 様 書

1 業務名称

備蓄倉庫設置フォークリフト特定自主検査

2 業務内容

各備蓄倉庫に設置しているフォークリフト計9台について、次の内容を検査し、発注者に対し指摘・報告を行う。

- ① 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- ② デファレンシャル、プロペラシャフトその他動力伝達装置の異常の有無
- ③ タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- ④ かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
- ⑤ 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常の有無
- ⑥ フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイールその他荷役装置の異常の有無
- ⑦ 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
- ⑧ 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
- ⑨ 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無

3 対象機器及び履行場所等

別紙「危機管理室フォークリフト一覧」のとおり

4 履行期限

令和8年2月27日（金）

但し、別紙「危機管理室フォークリフト一覧」に記す前回検査日より1年以内に行うこと

5 提出書類

特定自主検査における結果報告書を添付すること。

6 その他注意事項等

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、委託者並びに受託者において協議を行う。
- (2) 特定自主検査において、補修の必要があると認められたときは、結果報告書に記載すること。
- (3) 別紙 特記事項及び特記仕様書に従うこと。
- (4) 本契約締結後、すみやかに担当へ内訳明細書を提出すること。
- (5) 受注者は、業務の一部が完了し発注者の検査に合格した場合は、業務委託料の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。
- (6) 特定自主検査の実施日は、「前回検査日より1年後の日」を検査期日として、検査期日の1か月前から検査期日までの期間において、事前に本市担当者と協議のうえ決定すること

7 担当

大阪市北区中之島 1－3－20

大阪市役所 5階 危機管理室（担当者：山原、植田）

TEL：06-6208-9687 FAX：06-6202-3776

別紙 危機管理室フォークリフト一覧

No	メーカー名	機種・型式	機番	設置場所	住所	前回検査日（※）	検査期日（※）
1	ニチユ	SLE55-30-250D	99Z5E1465	旭備蓄倉庫	大阪市旭区中宮1-11-14	令和7年1月24日	
2	ニチユ	SLE55-30-250D	99Z5E1466	旭備蓄倉庫	大阪市旭区中宮1-11-14	令和7年1月24日	
3	ニチユ	SLE55-30-250D	03Z5E6171	阿倍野備蓄倉庫	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23	令和6年12月26日	
4	ニチユ	SLE55-30-250D	03Z5E6172	阿倍野備蓄倉庫	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23	令和6年12月26日	
5	ニチユ	FB9P-77-300	221E24496	鶴見緑地備蓄倉庫	大阪府守口市高瀬旧世木430	令和6年12月27日	
6	ニチユ	FB9P-77-300	221E24497	鶴見緑地備蓄倉庫	大阪府守口市高瀬旧世木430	令和6年12月27日	
7	トヨタL&F	3FBKL9	A3FBK9 - 11960	阿倍野備蓄倉庫	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23	令和7年1月11日	R7から阿倍野へ変更
8	トヨタL&F	3FBKL9	A3FBK9 - 11959	中央備蓄倉庫	大阪市中央区大阪城3-1	令和7年1月11日	
9	トヨタL&F	8FB10	A8FB10 - 19256	中央備蓄倉庫	大阪市中央区大阪城3-1	令和7年1月12日	

※ 特定自主検査の実施日は、「前回検査日より1年後の日」を検査期日として、検査期日の1か月前から検査期日までの期間において、事前に本市担当者と協議のうえ決定すること

地図

旭備蓄倉庫 住所：大阪市旭区中宮 1-11-14



阿倍野備蓄倉庫 住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-13-23



鶴見緑地備蓄倉庫 住所：大阪府守口市高瀬旧世木 430



※花博記念鶴見緑地公園内に入場する際、事前に車両番号の届出が必要。

中央備蓄倉庫 住所：大阪市中央区大阪城 3-1



※大阪城公園内に入場する際、事前に車両番号の届出が必要。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、備蓄倉庫設置フォークリフト特定自主検査業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06-6208-7388）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：事業者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること